

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カンタン

やさしい  
年金講座(その91)

## 産前産後休業期間中の保険料について

Q

私は、産前産後休業を終了した後、育児休業を取らずに復職する予定です。復職後は基本給に変更はありませんが、時間外勤務をしないため、現在の標準報酬月額と比較して、復職後は下がる予定です。この場合、厚生年金保険料はどのようになるのでしょうか？

A

平成26年4月より、育児休業終了時のみでなく、産前産後終了時にも、復職後、賃金が低下した場合、定時決定（毎年9月）とは別に標準報酬月額の改定が行われるようになりました。手続きは、「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を事業主経由で提出することによって、復職後3ヵ月間の報酬の平均額が現在の標準報酬月額に比べ1等級以上下がった場合に、その翌月から改定されます。

また、3歳未満の子を養育し、働いている被保険者は、標準報酬月額が下がった場合、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を事業主経由で年金事務所に提出することで、養育を開始した月の前月の標準報酬月額により年金額が計算されます。

なお、産前産後休業後、引き続き育児休職に入った場合も同様に、育児休業終了後に届出を事業主経由ですることによって、終了後の改定や標準報酬月額の特例が受けられます。

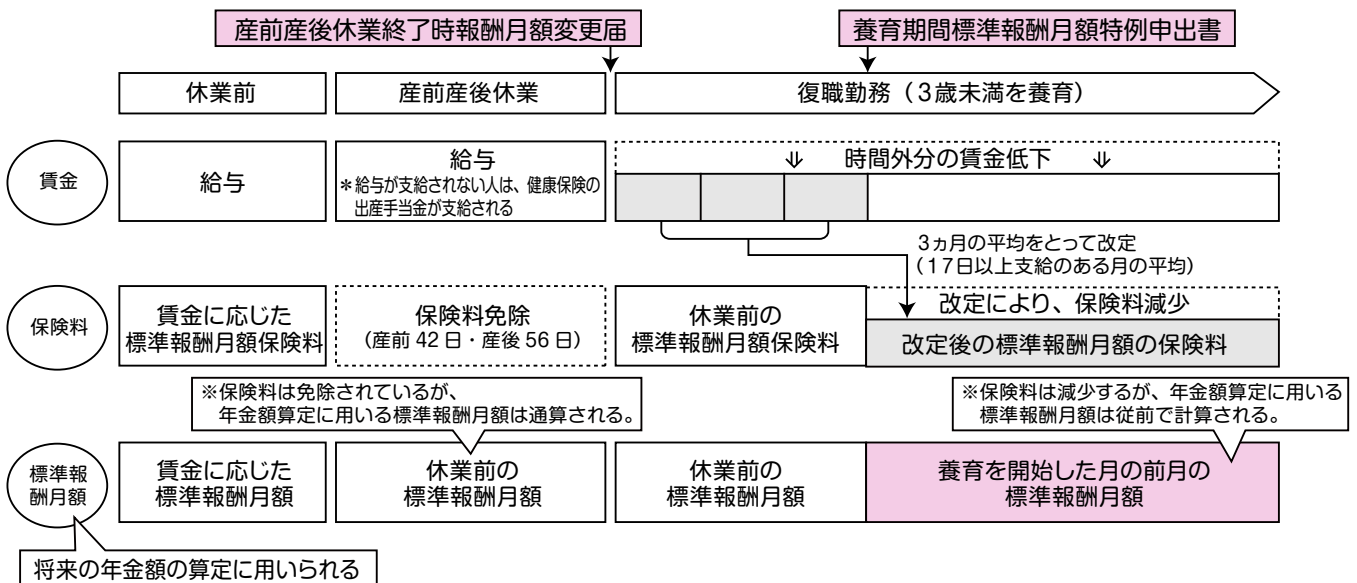
### 産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について

産前産後休業後、復職し賃金が低下した場合、定時改定（毎年9月）を待たずに、標準報酬月額の改定が行われます。

参考 <通常、標準報酬月額が変更になるタイミング>

定時決定……その年の4月～6月の報酬の平均額によって、9月から新しい標準報酬月額が適用される。

随時改定……固定的賃金が変動した月から3ヵ月間の報酬の平均額と現在の標準報酬月額に2等級以上差がでた場合に改定される。



### 産前産後休業終了時報酬月額変更届

産前産後休業終了後に職場に復帰した際に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了日の翌日が属する月から3ヵ月間の報酬の平均額をもとに1等級以上差がでた場合、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定されます。

【手続】 事業主経由で「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ届出します。

※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続き育児休業を開始した場合は提出できません。

育児休業終了後、報酬が下がった場合は、「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することによって、同様の改定が行われます。

### 養育期間標準報酬月額特例申出書

育児休業等の取得の有無にかかわらず、3歳未満の子を養育し、勤務時間の短縮等の措置を受けながら働いている被保険者は標準報酬月額が下がった場合、養育を開始した月の前月の標準報酬月額により年金額が計算されます。

【手続】 事業主経由で「養育期間標準報酬月額特例申出書」を日本年金機構へ届出します。